

## あいち健康マイレージ事業の推進に関する協定書（案）

愛知県（以下「甲」という。）と住友生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力して、甲と市町村の協働事業である「あいち健康マイレージ事業」を推進することにより、県民が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができる環境の整備に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携・協力事項」という。）について連携・協力する。

- (1) 「あいち健康マイレージ事業」の普及推進に関すること
- (2) 「あいち健康マイレージ事業」の協力店拡大に関すること
- (3) その他甲及び乙が必要と認める事項

2 前項に定める事項の実施時期、実施方法その他の具体的な実施内容については、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。また、必要に応じて関係市町村とも協議を行うこととする。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た個人情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも満了の申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

### （協定の変更及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の変更又は解除を申し出たときは、別途協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

### （甲の賠償責任）

第6条 乙における連携・協力事項の遂行に関して、乙が第三者から賠償責任を問われ、または賠償責任が生じたとしても、甲はその責任を一切負わないものとする。

(疑義の解決)

第7条 本協定に定めのない事項で必要がある場合又は本協定に定める事項に疑義を生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を二通作成し、甲乙それぞれ記名・押印の上、各自その一通を保有するものとする。

平成30年11月9日

甲：名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県  
愛知県知事 大村 秀章

乙：名古屋市東区葵三丁目15番31号  
住友生命保険相互会社  
中部本部長 小山 英樹